



写真1 西江遺跡特殊器台1・特殊壺3



写真2 特殊壺3



写真3 特殊器台1文様帯

西江遺跡特殊器台の再検討

宇垣匡雅

はじめに

新見市に所在する西江遺跡は中国縦貫自動車道の建設に伴って1975年から76年にかけて発掘調査が実施された(岡山県教委1977)。遺跡は縄文時代晩期から中世にわたり、海浜部から搬入された製塩土器が出土するなどの重要な資料が得られているが、この遺跡を著名なものとしているのは弥生時代後期末葉の墳墓群に伴って出土した特殊器台と特殊壺である。

総数132基の木棺墓と2基の墳丘墓からなる墓群が検出され、木棺墓群の一角から特殊器台・特殊壺各4個体が出土した。特殊器台のうち2個体は脚部が原位置、もう1個体も横転した状態であり、4セットの特殊器台・特殊壺が配置された状態をとどめていた。特殊器台と特殊壺は弥生時代後期後半の吉備で成立・発展した祭祀の中核をなす土器として注目される資料であるが、きわめて大きな土器である一方、破片が揃うことはきわめて少なく、全形を把握できる例は稀である。そうしたなかであって西江遺跡資料は複数個体のまとまった破片が遺存しており、向木見型特殊器台の代表として扱われてきた。

資料のうち、特殊器台2⁽¹⁾と特殊壺2は以前に復元がなされ岡山県古代吉備文化財センターで展示されてきたが、この度、特殊器台1と特殊壺3を展示のために復元した。ここでは、それに伴う観察の所見を記し実測図を示す。なお、文様帯・間帯の呼称は下から第1、第2等とする。

1 特殊器台1

文様帯4段、間帯5段の構成で、筒部は上に向かって広がる(図1)。特殊器台は文様帯3段であろうという当時の想定に引きずられたのか、報告書では文様帯3段で円筒形の筒部として図示された。研究史を振り返れば、このことは向木見型の評価に混乱を生じさせることになったが、今回の接合作業にもとづいて上記の段数、形状に修正する。

特殊器台1は特殊器台2にくらべて筒部破片が少ないため第1文様帯と第4文様帯の幅が明らかでないが、他の文様帯とほぼ同じ幅と判断でき、器高は103cmに復元できる。文様帯幅は8.2～8.3cm、間帯幅⁽²⁾は8.0～8.7cmで両者はほぼ等しい。口縁部径は54cm⁽³⁾と推定した。脚部径は突帯部分で51.5cm、第1文様帯下端の径は推定39cmである。

口縁拡張部は10.7cmと高く、下端には突帯を配する。この突帯の上辺と口縁端面にはそれぞれ2条の沈線を配する。頸部には大きな鋸歯文、その間に巴形の透かし孔を配する。透かし孔の数は少なく、脚の巴形透かし孔と対向して4方に配したと思われる。

脚裾部と直立部の境には断面半円形の突帯を配する。外面の丹塗りはこの突帯の下端から口縁端面までの範囲である。脚裾部には巴形透かし孔を4方に配し、その間に鋸歯文、下側に平

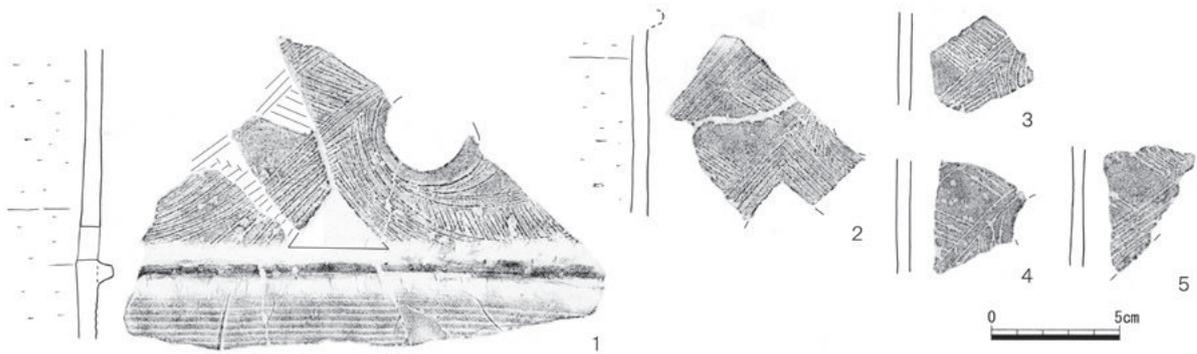


図2 特殊器台1 文様帯 1:3

行沈線を入れる。図示した箇所では巴形透かし孔と鋸歯文が重なるが、他の箇所では巴形透かし孔は鋸歯文の間になる。

文様帯 4段の文様帯には連続S字状文を配する。典型となるのは第3文様帯で、巴形と三角形の透かし孔を配し、その間に斜線を充填したS字状の帯と三角形透かし孔の頂点で屈曲する平行線帯を配する。S字状の帯の右端は細く、左端はややバチ形をなして終わる。巴形透かし孔の尾部はS字帯の中央を軸とする左右対称に設けられているが、他の箇所も同様の形になるのかはわからない。三角形透かし孔は、第1文様帯に見られるように巴形透かし孔に向く辺がわずかに弧をなすものが多い。

第2文様帯ではS字帯の中央に空白を設け、その左下に列点を配し、そこから先を平行線帯とする(図2-1)。S字帯に空白を設ける表現はここに見られるだけでなく、かなりの数の破片があることから(図2-2~5)、部分的に文様を改変しそれを基本図形にまじえて配したと判断できる。2~5は斜線を充填しない部分を設けるだけであり、列点に加えて帯左側の表現も変える1が最も大きな文様改変である。向木見型特殊器台では4つの文様帯に同じ文様を配するのが基本であるが、部分的な文様改変がなされることもあったことを本資料が示している。

第1文様帯は文様を1単位左に移して図示した。透かし孔の尾部は他の段と異なり上向きである。

第4文様帯の三角形透かし孔から左の部分、第3文様帯、第2文様帯上側の三角形透かし孔から左の範囲は接合できた一連の面である。文様単位は上側が少しずつ左にずれるとみられるが、同じ透かし孔がきれいに斜めの線を描いて上下に連なるとい形にはならない。文様単位の長さが第3文様帯では11.8cm、第2文様帯では推定13.2cmと均等でないことに起因している。第1文様帯に図示した文様は長く、2つの巴形透かし孔の間隔は16cmと推定されるのに対し、左横にあるため図示できなかった文様では10.5cmと短い。

間帯 突帯間には板状工具を用いた平行沈線(以下、ヨコハケ沈線と呼ぶ)⁽⁴⁾を配する。板状工具の原体幅は間帯では把握できないが、口縁拡張部で幅4.2cm、沈線16条であることを確認できる。突帯は第1・第2間帯と第4間帯上側が断面半円形、他が方形ないしM字形である。



図3 突帯貼り付け面

1～3：特殊器台1（1 第4間帯下段か 2 第5間帯下段か 3 第5間帯上段か）
4：特殊器台2

突帯貼り付け面に丹が明瞭に見られるのは第3間帯の上下両突帯である。これら以外で突帯貼り付け面が観察できるのは第1間帯下側と第2間帯の上下両側であり、第2間帯上側は判断しにくい。他では薄い丹が部分的に認められる。突帯貼り付け面にはあまり付かないように丹を塗った可能性があり、明瞭に丹が残る箇所はむしろ少ないとすれば、基本的に丹塗りを行った後に突帯の貼り付けを行ったとみてよいようである。

突帯貼り付け面に突帯設定の沈線は認められない。図3には突帯貼り付け面の状況を示したが、3のような無文となる箇所もあるが⁶⁾、1および2ではヨコハケ沈線面の下端が認められ、ヨコハケ沈線を入れた後に突帯を設けたことがわかる。確認できた部位では第1間帯下側が無文、第2間帯上下の突帯と第3間帯下側突帯ではヨコハケ沈線が及ぶ。先行する時期の特殊器台では間帯を形成した後、つまり突帯を貼り付けた後に沈線を入れており、この手順はそれとは逆になる。直径を大幅に増大させた筒部に水平に突帯を設定するためにヨコハケ沈線の形成を先行させ、ヨコハケ沈線面の下端を突帯設定位置の目安として用いたとみられるが、この手法では間帯のヨコハケ沈線がつぶれない程度に乾き、一方で、付加された突帯がなじむ程度の水分はあるという、微妙な乾き具合で突帯の貼り付けを行うことが必要となるだろう。向木見型の柳坪遺跡資料では突帯設定位置に沈線を入れており、後に、より簡易な方法に変わった可能性が強い。

黒斑は口縁部と脚部に見られ、横位で焼成したとみられる。

内面調整 内面は口縁拡張部半ばから脚直立部半ばまでヘラケズリがなされる。筒部は左方向のケズリ、脚部は右方向であり、口縁部状に作ったものを反転させて脚部としたことを示している。ヘラケズリはきわめて丁寧で、第1間帯付近ではヘラケズリ境の稜がわずかに見られるが、それよりも上では水平に近い照明で一部の稜を観察できるという平坦な面となる。器壁の厚さは第1間帯で10mm、第4文様帯付近が最も薄くなり4mmである。

口縁拡張部の上部では指頭押圧とナデによってヘラケズリ面の上端をつぶしている。筒部上端と受け部が接する屈曲部ではヘラケズリの後に軽くナデを加えており、ここには1.8cm以上

の幅で丹の塗布が認められる。残存状態の関係で受け部口縁側への広がり不明であるが、受け部付近まで製作した段階での丹塗りが内面の屈曲部に及び、後の口縁拡張部内面のケズリでその大部分が削り取られたという工程が考えられる。内面には垂れた丹の滴が点在しており、裾部から脚直立部では特に多く見られる。

2 特殊壺

特殊壺 3 口縁部から受け部にかけてはほぼ破片が遺存するのに対し、胴部は残存が少ない。胴部下半は破片が残存する可能性はあるが、胎土・色調が酷似した別個体を含む破片の中から分離抽出することがむずかしい。大きく広がる口縁部と細長い頸部、肩が張った玉葱形の胴部からなる。口縁端面は浅い凹面をなす。胴部最大径部分には低い突帯2条を作り出し、その間に鋸歯文を配する。上段突帯の上方、頸部、口縁拡張部外面にはヨコハケ沈線を配する。施文原体の幅は口縁部で3.5cm、沈線13条である。胴部下方では施文原体と同じ工具によるヨコハケがごく部分的に認められる。突帯の上辺には両端にやや太い沈線を配し、その間には沈線を半ばつぶすようなナデを部分的に加える。受け部外面は横方向のヘラケズリである。内面調整は頸部以下がヘラケズリで、受け部内面ではヘラケズリの後にヨコハケを加えており、口縁拡張部上部では特殊器台と同じくヘラケズリの後に指頭押圧・ナデを加えている。

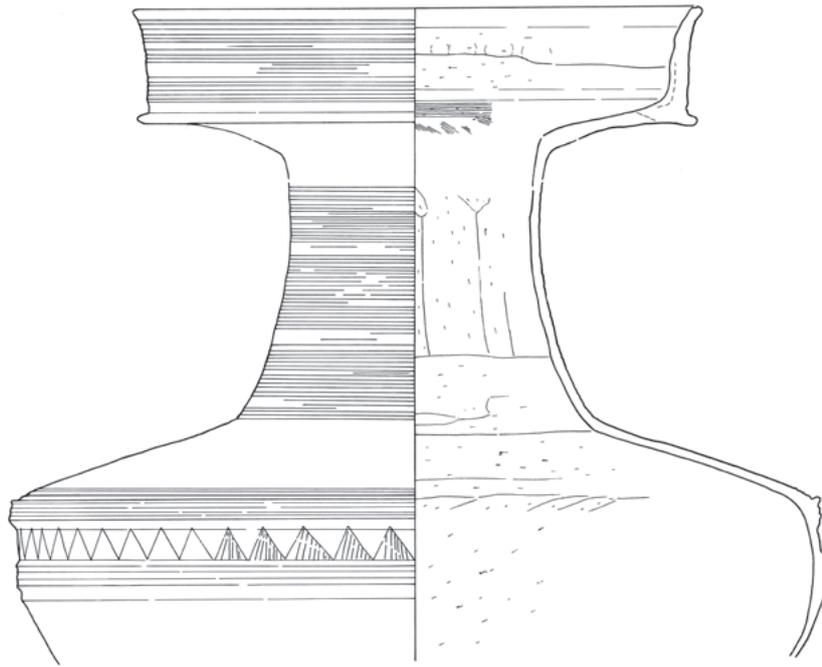
口縁端面から外面の図示下端まで丹塗りである。

受け部の長さが位置によって少し異なるようで、胴部下段突帯付近の張り出し形状も均一ではないようである。きわめて大きい土器だけに製作時に若干のゆがみが生じたとみられ、それは特殊器台1の頸帯から口縁部にかけての形状についても言えることである。

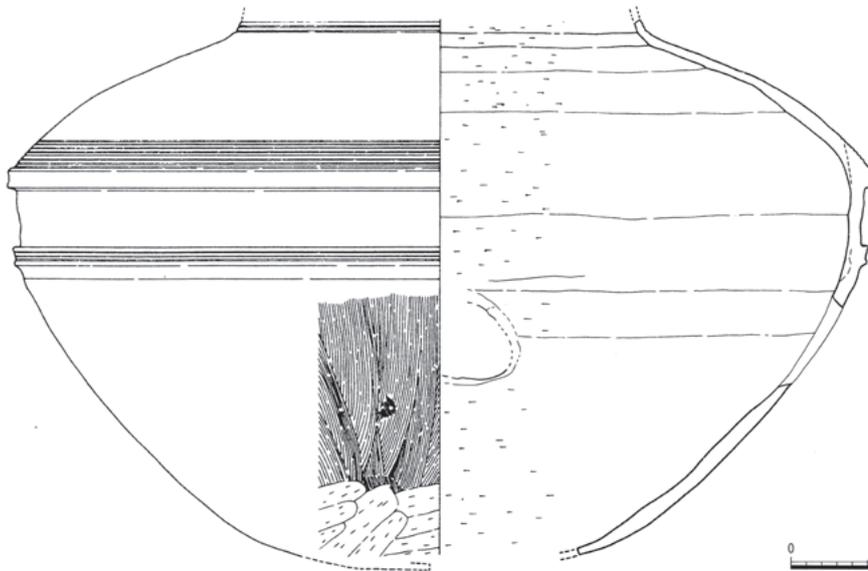
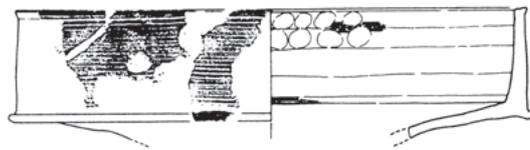
内外面褐色で破面は暗灰褐色、1mm以下の石英、長石、角閃石、3mm以下のシャモットとみられる明褐色塊を含む。こうした胎土の特徴は特殊器台1、下記の特殊壺1と共通する。

特殊壺 1 復元とは関わらないが、特殊壺1についての所見をあわせて記しておく。報告書で特殊器台1とセットになると判断された個体である。記載には胴部の突帯間に鋸歯文を配するとあるが、図示のとおり無文である。胴部下半はタテハケ調整と丹塗りがなされるが、その後にヘラケズリが全体に加えられており底部付近の器壁は5mmと薄くなる。胴部内面下部ではヘラケズリの後にナデを加える。また、胴部下段突帯裏側にあたる位置で線状の丹と器壁内部への丹の入り込みが見られ、製作時にこの段階で丹塗りがなされたことを示す。底部には推定直径ほぼ5cmの焼成前穿孔がなされる。特殊器台の透かし孔と同様に器壁に対して直角に切り抜いており、切削面には砂粒の動きが見られる。焼成前穿孔がはじまった段階の資料⁽⁶⁾として重要である。また、特殊器台に載せると見えなくなる胴下部はケズリ調整によって丹塗り面が取れてもよしとする認識であったことがわかる。

図4に示したように下段突帯の下方に直径5.8cmの欠落箇所がある(報告書図に加筆)。残存側の破面は器表に対して斜めになっており立坂型段階の壺等に見られる焼成後穿孔の形状と同様である。焼成後穿孔は欠損部の平面形と断面形で判断するが、この資料の場合、胴部の残存



特殊壺 3



特殊壺 1

图 4 特殊壺 1:5

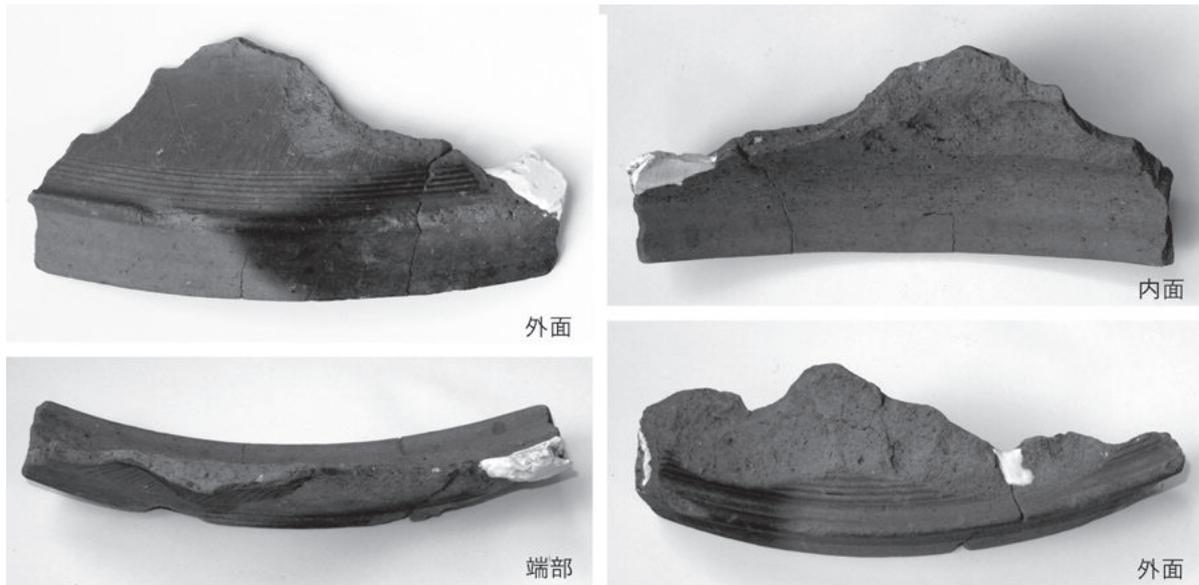


図5 特殊器台裾部破片の形状

範囲が少なく左側の欠落形状が不明であるため焼成後穿孔と確定することはむずかしい。とはいえ看過してよい事象ではなく、焼成前穿孔がなされてはいても、それまでなされてきた作法として穿孔が加えられた可能性を考慮する必要がある。器壁が薄い向木見型特殊壺では胴部下半は多くの場合損壊が大きく観察がむずかしいが、この点について留意していく必要がある。

3 器表と破片の特徴

上記の特殊器台1、特殊壺3をはじめとする西江遺跡出土資料には、共通した毀損状態が見られる。1つは器面の剥離で、特殊器台1の口縁拡張部内面で見られる以外は外面に限って生じている。特殊壺3の場合、口縁拡張部外面が最も顕著で、広い範囲で面的に器表が失われている箇所もある。多くは長径1.5～5cmの不整楕円形で浅い皿状をなす剥離痕であり、口縁拡張部から肩部にかけて認められる。特殊器台1も同様で、裾部から第1文様帯にかけてが顕著であるほか、頸帯や口縁部にも認められる。もう1点が、特殊器台1の裾部から第1間帯にかけての破片形状である(図5)。通常の土器破片の形状と異なり、器面に対してごく浅い角度で破面が形成されている。剥片を取った石核の形状に近いと言えわかりやすいかもしれない。器表に見られる剥離が著しい大きさで生じたのがこの破片形状であり、表面の毀損にとどまらず土器を破断したと考えられる。また、第1間帯では器壁が表裏に割れたとみられる箇所がある。こうした表面の剥離や特異な破片形状はこの遺跡の他の地点から出土した土器には見られないが、図4特殊壺1の口縁部拓本からも明らかのように、他の特殊器台や特殊壺にも出現部位を含めて同様に認められる。特殊器台2も裾部が層状に剥離していたことが報告書図版から明らかである。このほか、特殊壺の個体は特定できないが、胴部の突帯付近の器壁が縦断面三角形の破片複数となっているものがある。

こうした器表の剥離や特異な破面を敲打によって生じさせることはむずかしく、別の原因を

考える必要がある。これらは焼成時に生じた破損に酷似するが焼成時破損品に見られる破面の変色（宇垣1997）が認められず、墓群において出土した点からも焼成時破損とは考えられない。焼成時の破損は土器内部の水分に起因するわけであるが、成品に水を含ませた状態で急加熱した場合にも土器表面の剥離や損壊が発生する。そのことを用いて土器を壊したと判断できる。特殊器台・特殊壺を用いた祭祀の後、再び用いることがないこれらの土器を、きわめて特殊な方法で処置したと考えるよい。

西江遺跡資料と同様の器表の剥離がある資料として倉敷市矢部南向遺跡出土特殊器台をあげることができる。田崎博之氏はこの資料の状態を焼成時破損と判断したが（田崎2004）、西江遺跡資料と同じく剥離面に変色を生じておらず土器内部の色調を見せることから、同じ方法で壊したと判断できる。備中の南北に遠く離れた2つの集団の間で祭祀後の作法まで共有していたことが明らかになった点で重要である。なお、矢部南向遺跡の特殊器台が出土した土器溜まりは、火を受けた角礫・円礫をかなりの量含んでいた⁽⁷⁾。

祭祀に用いた後の特殊器台等の取り扱いがわかる例は多くはなく、特殊器台の破片が散乱して検出された場合でも、土器が壊されたのか後の損壊でそうした状態となったのかを判断することが困難な場合が多い。出土状態や破片の形状などで祭祀後の取り扱いを判断できる例にもとづけば、A1．壊して破片を墓上に納置（楯築墳丘墓中心主体上）、B．墳墓にそのまま配置（宮山墳丘墓）、C．集落等での長期保有・継続使用（長坂1号墳）（宇垣2013）に大別することができ、それに加えてA2．横倒しにするなど本来とは異なる置き方の存在が予想される。大筋としてAからBに移行するとみられるが、弥生時代後期後葉から古墳時代初頭までの間にどのように推移するかは把握できていない。Bとみられていた西江遺跡資料がA1であったことで、AからBへの画期が向木見型と宮山型の間、つまり前方後円墳の成立に近接した年代に生じた可能性が出てくる。

A1の破壊に、楯築墳丘墓中心主体上出土資料のような加撃に加えて、焼き割るという方法があったことに立ち戻れば、特殊器台成立以前の資料を含めて墳墓で用いられた土器の取り扱いを検討する手段が増えたことになる。頻繁に見られるわけではないが、墳墓出土土器のうち表面の剥離が顕著なもの⁽⁸⁾についての観察と記載が必要である。

かつて報告された資料を改めて観察することによって、以上の諸点が判明した。本資料は向木見型新段階古相に位置付けることができると考えており、編年上の基準となる。復元によって全体を把握しやすくなったが内面などは観察がややむずかしくなったことは否めず、今後の他資料と比較検討のため、いささか煩雑になったが細かく記載を行った。突帯や表面の剥離箇所については、形状の保持に支障をきたす場合をのぞいて観察可能な状態に復元をとどめてある。

《註》

- (1) 報告書掲載の個体番号。特殊器台・特殊壺はそれぞれ1～4がある。
- (2) 間帯幅は上下の突帯を含んでの数値である。
- (3) 残存する口縁部破片から求めた復元直径は60cmであり、筒部上半の開きが図示よりも大きくなる可能性はある。その数値では頸部付近の復元と整合しないため口縁部がややゆがみをもつと判断し、それよりも小さい径とした。土器の太い直径に対して破片が小さく、各部は必ずしも正円形でないため、上への開きを正確に復元することは困難と言わざるをえない。
- (4) 春成秀爾氏は板描き凹線文と呼称する(春成2018)。
- (5) 図3-3は突帯が遺存しないため位置の推定がむずかしい。器壁の厚さ等から表記部分と考えた。
- (6) 同様の焼成後穿孔をもつ例として生石神社遺跡出土資料がある。
- (7) 発掘調査時の所見。
- (8) 劣化によって表面全体が剥離したものなどは当然のことながら無関係である。良好な器表でありながら小論で示した諸特徴をもつ破片についてである。

《引用文献》

- ・宇垣匡雅1997「弥生土器の焼成坑－百間川原尾島遺跡検出例について－」『古代の土師器生産と焼成遺構』窯跡研究会編 真陽社、331-340頁
- ・宇垣匡雅2013「特殊器台・特殊器台形埴輪編年に関する一考察」『日本考古学』第36号、1-14頁
- ・宇垣匡雅2021『楯築墳丘墓』岡山大学文明動態学研究所・岡山大学考古学研究室
- ・岡山県教育委員会1977『中国縦貫自動車道建設に伴う発掘調査10』岡山県埋蔵文化財発掘調査報告20
- ・田崎博之2004『土器焼成・石器製作残滓からみた弥生時代の分業と集団間交流システムの実証的研究』科学研究費補助金研究成果報告書 愛媛大学法文学部
- ・春成秀爾2018「向木見系特殊器台の研究」『国立歴史民俗博物館研究報告』第212集、183-234頁